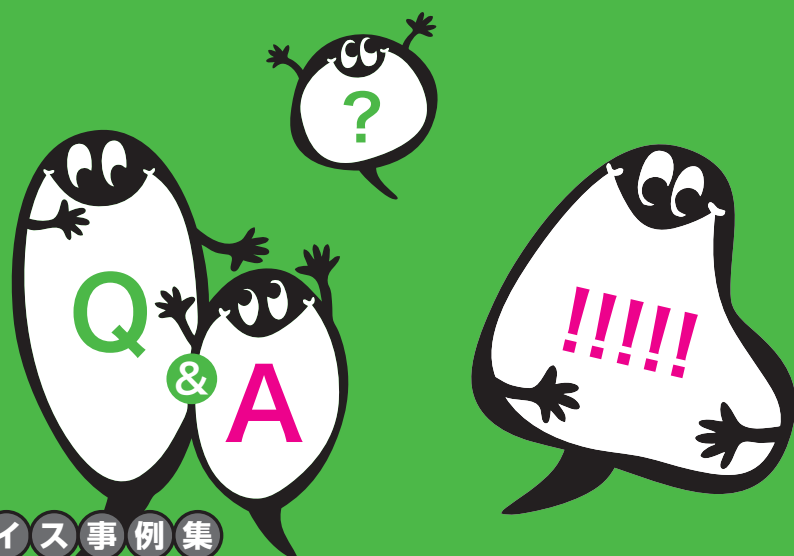




ワンポイントアドバイス事例集

困ったときに、これ一冊!!



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

はじめに

老後のこと、介護のこと、病気のこと、家族のこと...

人は誰でも、生活のなかで、何らかの心配ごとや不安を抱えながら、暮らしています。それでも人が地域や在宅において、豊かにいきいきと暮らしていけるのは、公的制度・サービス等の“公助”もさることながら、家族・親族、向こう三軒両隣など、身内や友人、ご近所による助けや励ましといった、いわゆる“自助”や“共助”の力が、そこに存在しているからといえます。その意味で、今、まさに地域の支え合いの力、いわゆる“地域の福祉力”の向上が求められています。

そこでなぜ、社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」に取り組む必要があるのか？

それは、計画づくりのなかで、地域住民が、生活上の問題や課題を発見・共有し、問題を抱えた当事者とともに話し合い、関係機関・団体と連携し、そして解決に向けた取り組みを提案していくことになり、そのプロセスこそが、まさに、今、求められる“地域の福祉力”を飛躍的に高めていくからにほかなりません。

そして、「地域福祉活動計画」への取り組みは、社会福祉協議会の使命である“住民主体の福祉のまちづくり”に向けた集大成ともいえる、極めて重要な取り組みであり、今日の地域福祉の推進にとっても必要不可欠なものといえます。

本書では、そうした「地域福祉活動計画」づくりについて、見落としはいけないポイントや知っておくべきノウハウ・スキルを具体的な事例を交え、Q & A方式でとりまとめています。

ついては、是非とも、ご活用いただき、県内すべての社会福祉協議会において、住民主体を旨とした「地域福祉活動計画」が策定されますことを切に願うものです。

最後に、本書をとりまとめるにあたり、実践事例の収集等、ご協力いただきました、社会福祉協議会並びに各種関係機関・団体関係者の皆様方に深く感謝を申し上げます。

平成 21 年 3 月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
市町村社協「地域福祉活動計画」策定促進班プロジェクトチーム

困ったときに、これ一冊!!



第1章 心構え（基礎土台づくり）編 ～計画の基本的な考え方を理解する～

- Q. 1：市町村社協にとって、なぜ地域福祉活動計画の策定が必要なのですか？・・・ 4
- Q. 2：最近よく耳にする「地域の福祉力」ってどんな力ですか？・・・ 5
- Q. 3：計画策定の“3つのゴール（目標）”って何のことですか？・・・ 6
- Q. 4：「地域福祉活動計画」と「社協発展・強化計画」は、何が違うのですか？・・・ 7

第2章 現場で役立つ実践編 ～計画策定における具体的な作業ポイントを掴む～

- Q. 5：どのようなスケジュールで計画づくりを進めたら良いですか？・・・ 8
- Q. 6：策定委員はどのような方法で選出したら良いですか？・・・ 10
- Q. 7：ニーズ把握にはこういった手法がありますか？・・・ 14
- ①：効果的なアンケート調査の実施方法とは？・・・ 16
- ②：効果的な住民福祉座談会の実施方法とは？・・・ 18
- ③：効果的な団体ヒアリングの実施方法とは？・・・ 20
- Q. 8：効果的な会議運営の秘訣はありますか？・・・ 22
- ①：様々な場面で使えるアイスブレイクとは？・・・ 24
- ②：効果的なワークショップの進め方とは？・・・ 26
- ③：上手なファシリテーションの方法とは？・・・ 28
- Q. 9：基本理念や骨子（スローガン）には、どのようなものがありますか？・・・ 30
- Q. 10：計画策定に関する広報・啓発を行う上での留意点とは？・・・ 32
- Q. 11：計画の評価については、どのような考え方で進めていけば良いですか？・・・ 34



*本冊子は、『地域福祉活動計画策定に向けて～策定プロセスごとのワンポイントアドバイス（H15年3月初版発行）～』と、関連性を持たせながら構成されています。

【ワンA：○ページ】の表記は、上記冊子の関連ページについて示しています。あわせてご覧いただきますよう、お願い申し上げます。必ずや、計画策定における疑問が解消されることでしょう。

Q
uestion

1

市町村社協にとって、
なぜ地域福祉活動計画の策定が
必要なのですか？

A
nswer

市町村社協は、社会福祉法において地域福祉の推進組織として位置づけられており、その使命・役割は「住民主体」の原則を基に、地域の生活課題を発掘・共有化し、その課題解決を住民と共にはかっていくことにあります。

こうした中で、市町村社協がその使命や役割を果たすために必要な大きな羅針盤ともいえるものが「地域福祉活動計画」の策定です。

地域福祉活動計画を策定することは、市町村社協の使命・役割に立ち返って「住民主体」で地域福祉を推進していくという根幹をなす極めて重要な取り組みであるといえます。

1. 地域福祉活動計画とは…

地域福祉活動計画とは、市町村社協の呼びかけのもと、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互に協力して策定する民間の行動計画（アクションプラン）です。

その大きな特徴は、**住民自身が作る計画であり、文字通り、住民が地域で福祉活動を行うためのアクションプラン**であるといえます。

2. キーワードは“住民主体”…

地域福祉活動計画の策定に共通しているキーワードが「住民主体」です。住民が主体となって作る、住民が行動するための計画であり、市町村社協の役割は、この「住民主体」の原則に基づき、計画策定を通して住民の福祉活動を支援していくことにあります。



『「地域福祉活動計画」とは、住民自身が自分たちの住む「まち」の課題を発見・共有し、自分たちのものと捉え、その解決策を各種の専門機関・団体と連携しながら、手作りで策定していくものであり、その策定に関わること（プロセス）が、市町村社協に求められている使命・役割を果たすことにつながっていく』ということです。

そして、市町村社協が、「住民主体」という本来の活動原則に立ち返り、計画策定に取り組んでいくことは、今後の地域福祉を進めていくうえにおいても、最優先に取り組むべき課題なのです。

Q
uestion

2

最近よく耳にする 「地域の福祉力」ってどんな力ですか？



「地域での早期発見の仕組みづくり」、「地域包括ケア」、「地域における子育て支援」など、今日、社会福祉における様々な分野において、“地域” 社会に対する期待が高まっています。地域社会への期待とは、すなわち、その地域に住む住民が、地域にあるひとつひとつの「困りごと」「気がかりなこと」を自分たちの地域全体の課題として捉え、主体性をもって解決していく力、いわゆる「地域の福祉力」に対する期待と言い換えることができます。

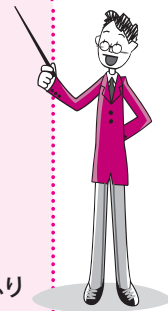
それでは、具体的にその力についてご紹介します。

「地域の福祉力」＝「住民自治力」

地域（住民）が次に掲げる7つの力＝「地域の福祉力」を身につけることが、まちづくりに欠かせないポイントであり、地域福祉における「住民自治力」といえます。

「地域の福祉力」で求められる7つの力

- ① 地域（住民）が地域課題を発見し、共有する力
- ② 地域（住民）が主体的に課題を解決していく力
- ③ 地域（住民）が制度・サービスを活用・改善・開発していく力
- ④ 地域（住民）が行政・専門職と連携していく力
- ⑤ 地域（住民）が制度や資源の不足について提言・提案する力
- ⑥ 地域（住民）が「まち」の将来を描き、行動計画をつくる力
- ⑦ 地域（住民）が自ら立てた計画に基づき、「まちづくり」を実践し、ふりかえる（評価する）力



①「発見・共有する力」とは、早期発見・連絡の仕組みといえるもので、安心できる暮らしにおいて、必要不可欠な力です。

②「主体的に解決する力」とは、地域での支えあい・助け合いの力です。

③④⑤は「地域と専門職とのネットワーク」の形成力、それに基づく「社会資源開発」、「ソーシャルアクション」を行っていく力です。

以上のように、地域（住民）が、①から⑤までの力を備え、さらに⑥⑦のような住民自らの行動計画づくりに取り組んでいくなかで、「地域の福祉力」は着実に高まっていきます。

“誰もが住み慣れた場所で、自立し安心して、豊かに暮らしていける地域社会”の実現に向けて、この「地域の福祉力」の向上が、これからの地域福祉の推進にとって極めて重要なポイントになるといえます。



地域福祉活動計画の策定は、「地域の福祉力」を高めていくエッセンスがたくさん詰まった『社協活動の集大成』といえる活動です。活動計画づくりを通じて「地域の福祉力」の向上を目指していきましょう。

Q
uestion

3

計画策定の“3つのゴール（目標）”って
何のことですか？



“3つのゴール”とは、「地域福祉活動計画」を策定するプロセスにおいて、最も意識して取り組んでほしい目標のことです。計画は策定して終わりではありません。実行し、評価していくことも視野に入れておく必要があります。

この3つのゴールは、計画策定において何度も振り返って確認する必要があるため、ここで押さえておきたいと思います。☞【ワン A:2 ページ】もご参照ください。

計画策定における3つのゴール（目標）

① タスクゴール

「タスク」とは「課せられた仕事」を意味します。活動計画に掲げられた目標や取り組みが、どの程度達成されたかを評価する視点のことです。量・質ともにより具体的な評価、改善をしていくためには、目標や評価指標を明確にしておくことが必要となります。

第4次岡山県社協活動強化計画で言えば、基本理念の下に「基本方針」→「推進目標」→「推進項目」→「整備目標」が構成され、それぞれにタスクゴールが示されています。

(例)「地域福祉活動計画」の策定率の向上【現行】5社協、【目標】H21年度15社協 ←タスクゴール

② プロセスゴール

計画を策定する中で、できるだけ多くの住民・関係者の意見を集約し、福祉のまちづくりに向けた参画を促していく過程が必要です。具体的には、住民が自ら暮らす地域社会とそこで発生する生活問題に関心を持ち、理解し、問題解決に主体的、意欲的に取り組むという姿勢と、その力（地域の福祉力）をどの程度身につけたか、またそのための仕掛けづくりができたのかを意識しながら、計画策定に取り組んでいくことが大切です。

③ リレーションシップゴール

計画を策定する過程を通して、計画に関わる人たちが福祉への理解、相互の信頼関係（リレーションシップ）を深めることも計画策定の重要な役目です。具体的には、計画策定の様々な過程において、限られた住民や団体だけの協議になっていないか、できるだけ多くの住民がその過程に参画できるよう配慮・工夫がなされたか、その結果、どの程度の具体的な参加や関係づくりがなされたかなどを意識し、評価することが必要です。

参考 “プロセスゴール”と“リレーションシップゴール”を併せた事例

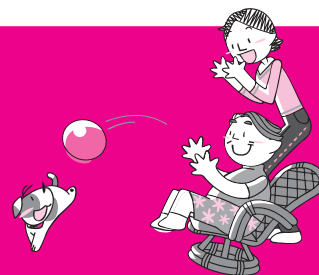
◆策定委員だけではなく、より多くの人々が計画策定に積極的に関わるよう工夫する。

（168人【ひろば】委員会・・・次世代育成を意識し、参加者を小学生以上から選び、当事者、福祉サービス利用者などとともに、ワークショップを行っている。何度も開催され、信頼関係の構築や地域に対する思いを共有する場となっている。）



このように、プロセスゴールとリレーションシップゴールを関連付けていくこともできます。計画策定では、タスクゴールを目指すことは当然のことですが、さらにプロセスゴール、リレーションシップゴールを実現してこそ、策定の意義があるといえます。

Q uestion 4 「地域福祉活動計画」と「社協発展・強化計画」は、何が違うのですか？



「地域福祉活動計画」は、市町村社協の呼びかけのもと、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門職等が集い、相互協力して策定する民間の行動計画です。（4 ページ参照）

このことから「地域福祉活動計画」は社協が呼びかけ役となり、地域住民をはじめとして、地域の多様な活動主体（機関・団体）とともに策定していくことを基本に捉える必要があります。

それに対して、「社協発展・強化計画」は、社協の事業展開・組織についての一定期間の中長期的な指針として策定される計画のことをいいます。

そのため、地域住民や民間団体の協働計画である地域福祉活動計画と、社協強化・発展計画とは分けて考える必要がありますが、地域福祉活動計画づくり（「地域の課題把握・明確化」「解決策の検討」「計画化の協議」「計画実践」「実践評価」といった一連のプロセス）を進めていくうえでは、両者が車の両輪として機能することが必要です。

「地域福祉活動計画」と「社協発展・強化計画」の違い

社協で策定していく「計画」には、大きく2つの性格をもったものが考えられます。

区分	策定主体	策定する内容	策定についての留意すべき事項
地 域 福 祉 活 動 計 画	社協と多様な活動主体 ※注	地域社会の諸事業、活動の総体	地域社会全体の社会福祉諸サービスや地域福祉活動について、公民協働を基本に、住民や民間の総合的な行動計画として策定。住民参加・参画が大原則。
社協発展・強化計画 ー社協の事業指針 ー中長期ビジョン	社協	一定期間の事業	社協の事業・組織・財政を中心とした評価を行い、基盤整備やビジョンについて明らかにする。

※注：社協は呼びかけ役であり、活動計画策定の事務局を担っていく。

社協の使命・役割は「住民主体」で地域福祉を推進していくことであり、地域福祉活動計画の実施、進行・管理に責任を持ち、役割を果たすことが求められます。

地域福祉活動計画づくりを進めていくうえでは、人材（ヒト）、施設・設備（モノ）、財源（カネ）も必要であり、市町村社協の既存事業の見直しや新規人材、施設・設備、財源等の確保も不可欠です。計画倒れになってしまわないためにも、地域福祉活動計画と社協発展・強化計画を車の両輪として機能することが求められます。



行政の地域福祉計画や分野別福祉計画及び総合計画との連動も意識しましょう！

「地域福祉活動計画」と「市町村地域福祉計画」は両計画とも、地域福祉の推進を目指すものです。また、多様な住民参画や策定プロセスを重視するなかで、「地域の福祉力」の向上を目指す点も大きな共通点といえます。したがって、地域課題の把握を協働で行い、策定過程を共有するなど、行政と社協が車の両輪となって協働し、一体的に策定することが、住民参画・公私協働の「福祉のまちづくり」の実現に向けた重要な視点といえます。

※注：「市町村地域福祉計画」とは行政として、地域福祉の重要な構成要素である「組織活動」（地域組織化・福祉組織化）をどう計画的に推進していくのかを明記した計画

Q
uestion

5

どのようなスケジュールで
計画づくりを進めたら良いですか？

“スケジュールを立て、それに基づき計画的に仕事をする”ことは、キャリアのある職員でも難しく、不安な気持ちになることでしょう。

そこで、計画策定におけるスケジュール作成に向けて、【ワンA：9ページ】の主な作業の流れと、実際に使用したスケジュールをご覧頂き、具体的な作業をイメージしながら、実行性のあるスケジュールを設定することが必要となります。**安易なスケジュール設定は絶対に避け、確実に実行していくという強い決意を持って取り掛かることが重要です。**

ここでは、一般的なスケジュール（案）と策定社協の実施状況を一部で紹介します。

・・・計画策定に向けたスケジュールを作成する・・・

1. スケジュール（案）から考える

【アンケート実施時期におけるポイント】

- ・アンケート調査は、策定委員会設置前に実施する方法と、策定委員会を立ち上げてから、委員とともに検討を重ねた上で、実施する方法等がある。

【最終段階でのポイント】

- ・次年度からの事業実施を考え、最終締切は厳守する（予算化できなければ絵に書いた餅になりかねない）。
- ・策定委員長名で社協会長へ答申し、役員の承認を得て、はじめて計画として始動できる。

1. ①職員間の意識統一
②策定に向けた検討会議
③次年度事業計画、予算化
2. 理事、評議員会での承認

3. ①職員、住民等への周知
②アンケート調査の実施
4. 策定委員会の開催

5. ①計画書の最終調整
②次年度事業計画、予算化
6. 理事、評議員会での承認

※ 4～6 の目安は1年半～2年

【職員間の意識統一におけるポイント】

- ・計画策定に向けて組織全体での意識統一を図っておくことが必要。経理担当者や介護保険事業担当者等も含めて行うことが理想的。

【策定委員会でのポイント】

- ・策定委員会は概ね、年度を越えて6回程度の実施を基本に設定する。
- ・①計画策定の目的、スケジュールの確認→②現状把握・課題整理・分析→③基本計画素案の作成が、主な流れ。
- ・（作業）部会は、必要に応じて設けるケースと、あらかじめ位置づけておくケースがある。プロセスゴールの観点から考えれば、積極的に住民参加ができるように工夫することが必要。



スケジュール作成は、まず、何年度から実施する計画なのか、ゴール地点を決めてから、取り掛かりましょう。

2. 策定済社協の開催状況からスケジュールを考える

① 策定委員会、座談会、作業部会を実施した場合・・・

時期	内容
1年目	6月16日 第1回策定委員会 ・委員委嘱、委員長及び副委員長選出 ・地域の現状と課題について ・地域福祉活動計画の策定について
	8月1日 第2回策定委員会 ・福祉座談会の開催について ・福祉アンケート調査結果について ・社協活動の取り組み状況と課題について
	8月22日～9月30日 福祉座談会 ・地区社協単位で開催 (2時間程度・各地区1回)
	11月16日 第3回策定委員会 ・計画基本方針の検討
	12月15日 第4回策定委員会 ・基本理念、基本計画の検討 ・作業部会の開催について
2年目	1月24日～3月23日 第1～4回作業部会 ・基本計画に基づく各実施計画の検討
	4月27日 第5回策定委員会 ・計画素案（基本構想～実施計画） 及び推進体制等の検討
	5月25日 第6回策定委員会 ・計画案の検討、承認

【基盤となる組織を見据えて展開する】
小地域単位での実施計画につなげていくために、基盤となる組織（地区社協、自治会等）で座談会などを行うことがポイント。
座談会の進め方については、18ページをご参考ください。

【住民と話をしながら、
作り上げていく】
できるだけ多くの人が計画策定に関わる機会を設けることがポイント。事務局（案）による会議進行だけでなく、住民と話をし、一緒になって考え、進めていく視点が重要になってくる。

② 様々な過程において、策定委員とともに計画策定を行った場合・・・

時期	内容
1年目	8月9日 第1回策定委員会 ・委員委嘱、正副委員長の選出 ・活動計画づくりについての勉強会 ・委員会の進め方等
	8月31日 第2回策定委員会 ・策定委員による座談会（地域の福祉課題に関して自由に討議）
	9月27日 第3回策定委員会 ・第2回で出てきた課題やニーズを項目別に分類。 ・福祉ニーズの把握方法、「福祉を語る集い」実施について
	10月29日 第4回策定委員会 ・「福祉を語る集い」報告 ・社会資源、既存の取り組み、社協の事業報告書、行政の策定済福祉計画等について
	12月6日 第5回策定委員会 ・「福祉を語る集い」報告 ・既存の社会資源と活動計画を結びつける方法について ・社協が把握している地域課題について
2年目	1月15日 第6回策定委員会 ・「福祉を語る集い」報告 ・関係団体連絡会議（団体ヒアリング）の開催について ・住民アンケート・作業部会について
	2月25日 第7回策定委員会 ・「福祉を語る集い」報告 ・アンケートの実施時期、内容、依頼先等について
	3月19日 第8回策定委員会 ・ニーズ把握の場面で抽出した地域課題を1つずつキーワードごとに分類作業（3班での分散会）
	4月25日 第9回策定委員会 ・「福祉を語る集い」「関係団体連絡会議」で出された地域課題の整理 ・アンケートの自由記述欄の取り扱いについて
	5月21日 第10回策定委員会 ・アンケートの自由記述欄の集約について ・これまで把握した福祉課題の最終的な整理と計画の骨子づくりに向けて（3班での分散会）
	6月23日 第11回策定委員会 ・基本構想、基本計画について ・基本理念（最大目標）の検討
	7月18日 第12回策定委員会 ・基本構想、基本計画について（継続協議） ・基本目標（大目標）の検討

【徹底的にプロセスを重視し、
策定していく】
プロセスを重視し、様々な過程において、策定委員会で協議・決定を行っている。他の計画策定と比較して開催回数が多いが、住民主体で、策定委員同士での共通認識を十分に図る上では必要なことである。

【福祉を語る集い】
多くの住民の声を反映させるために、住民の活動場所に策定委員が出向き、ニーズを収集している（計22回）。

【策定委員と事務局がともに
汗をかき作り上げていく】
収集したニーズを策定委員自ら、ワークショップを通して確認し、1つ1つ作り上げている。この作業が、実行力のある計画へとつながる。

現在継続協議中
(H21年3月取りまとめ予定)

Q
uestion

6

策定委員はどのような方法で
選出したら良いですか？



3つのゴールのうち、プロセスゴール（⇒6ページ参照）を重視し、計画策定を行っていくためには、**策定委員の選出が大きなポイント**となってきます。策定委員を「〇〇代表・・・」という役職だけで、安易に選出するのではなく、地域にある貴重なニーズを拾い上げることを考えた人材選出をすることが必要です。

さらに、**活動計画は策定することだけが目的ではなく、それをもとに様々な取り組みを行い、地域の福祉力（⇒5ページ参照）を高めていくことが最終目標**です。また、今後の地域福祉を考えていくためには、地域活動におけるキーパーソンを選出することも重要なポイントとなってきます。

実際の市町村現場で行った策定委員の選出方法と、【ワン A:12 ページ】記載の『策定組織への参画が想定される関係機関・団体』を参考に、適切な人選について検討してみてください。地域活動におけるキーパーソンを改めて把握する良い機会にもなりますので、慎重に選出することをおすすめします。

・・・策定委員の選出方法・メンバー あれこれ・・・

1. 人材重視ピンポイント選出方式

策定委員の選出が、計画策定作業やその後の実施計画にもとづく地域での取り組みを左右するといっても過言ではありません。そのため、事務局内で策定委員の選出に関する方針や方向性について、しっかりと協議をしておくことが必要です。

そこでまずは人材を重視し、地域で活動しているキーパーソンに狙いを絞って、ピンポイントで依頼をかけていく方法があります。社協職員であれば、地域で活動しているキーパーソンの情報を掴んでいるはず・・・もし、まだ掴んでいないのであれば、まずは地域に出て、地域の状況や関係者とのネットワークを作る必要があります。

一度策定委員として選出してしまったら、仮に変更したいと思っても、できないので十分な協議の上、慎重に選出することが大切です。



☞この機会に、地域のキーパーソンを探し出し（再認識）、関係を作っておく視点が必要。

☞次世代リーダー（数年後に中心となって動ける人）や団体の“ナンバー2”を選出している社協もあり。

☞ここでの苦労は、計画づくりのみならず、今後の地域福祉活動においてもプラスになること間違いなし!!

2. 新たな人材発掘ができる公募方式

この方法を使えば、地域活動に精通しているにも関わらず、立場的に所属団体からの選出が難しい方や、今まで社協との接点がなかった幅広い活動分野のキーパーソンなどに、参加してもらうことが可能となります。

公募委員を募集する方法ですが、広報誌やホームページ等で広報を行い、事前に『動機』や『住みやすいまちにするために、あなたができることはなんですか?』等、地域福祉における簡単な質問についての書類審査を行っているところもあります。

今まで社協と関わりがなかった新たな人材が発掘できるというメリットがある反面、社協の活動やその活動領域を一から説明しなければならない場合も想定されます。

そのため、公募委員が策定委員会で協議してスムーズに入れるよう、事前に面接や共通認識を持つ話し合いの場を設けるなど、工夫することも考えておいてください。



新たな人材が発掘でき、より多くの人に社協活動をアピールできるといった点においては、良い方法です。「レポート審査」に「事前面接」を組み合わせるなど選出方法にひと工夫加えれば、お奨め度アップです。

3. 次世代を担う人材投入方式

策定委員に、これからの地域を担っていく次世代の若者たち（高校・大学生など）をメンバーとして加えている社協もあります。

計画づくりの目的は、自分たちの地域のこれからをイメージしながら子どもたちのために、夢のある地域を作っていくことでもあります。住み続けることに魅力を感じない地域では、若い世代はどんどん離れていってしまいます。

これからの地域を担っていく若い世代の声を聞き、この計画に反映させるためにも、多くの若者たち（高校・大学生など）が計画策定に関われるように工夫してみてください。



【若い世代が参加できる機会のあれこれ】

- ◇策定委員としての参画・・・福祉に関心のある次世代の若者たち（高校生・大学生など）が望ましい。計画策定以降も、“地域福祉活動”との関わりを持たせることにより、次世代育成にもつながる。
- ◇中高生ワークショップ・・・自分の住んでいる地域に興味をもってもらい、また子どもたちの率直な意見を聞くことができます。この機会に、社協のイメージについて聞いておくといいでしょう。実施の際には、担当の先生との協力体制と発言しやすい雰囲気づくりがポイントとなってきます。
- ◇学生対象のアンケート・・・若い世代が計画策定（まちづくり）に関わる機会として、比較的、取り組みやすい手法。ただ単に労力をかけただけで終わらせないためにも、調査の目的（なんのために調査を行うのか?）を明確に。

県内策定社協

A 市社協（人口 3.5 万人・4 支所＋本所）の場合…

- ・福祉施設長 1 名
- ・住民福祉関係者 3 名
- ・民生委員児童委員 3 名
- ・人権擁護委員 1 名
- ・ホームヘルパー協議会 1 名
- ・行政（社会福祉課）1 名
- ・NPO 法人 2 名
- ・ボランティアの会 3 名
- ・企業関係者 1 名
- ・学識経験者 2 名

※本所から 10 名、4 支所から 2 名ずつ

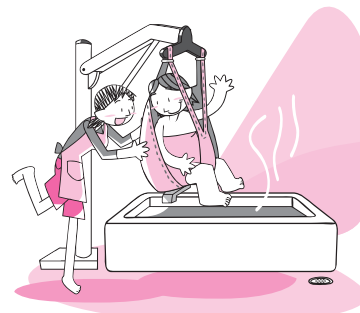


【人材重視ピンポイント選出方式（10 ページ参照）】を使い選出。地域で精力的に活動している方から選んだので、計画策定の作業で、熱心な協議や作業が行われています。

また、半数が女性で構成されていることも特徴的です。子育て支援や生活の視点に立った計画にしていくなめには、女性の参画も有効です。

B 市社協（人口 5.5 万人）の場合…

- ・公募委員 4 名
（ボランティア活動者・サロン活動者、青年会議所）
- ・医師会 1 名
- ・評議員 1 名
- ・民生委員児童委員 1 名
- ・地域生活支援センター 1 名
- ・NPO 法人（子育て）1 名
- ・行政 3 名
（社会福祉事務所、健康づくり課、教育委員会）
- ・学識経験者 1 名（アドバイザーとして）



【公募方式（11 ページ参照）】を使い選出しています。

さらに、この市町村では、検討委員会（作業部会）を位置づけて、計画策定を行っています（メンバーは下記の通りです）。策定委員会は、団体の代表者といった、意思決定のできる方で構成し、検討委員会は実務者中心で構成しています。



参考

検討委員会のメンバーとは・・・

- ・障害児施設、在宅介護支援センター、地区社協、老人クラブ、作業所、当事者団体、PTA（小学校、中学校）、病院、行政（子育て支援課、福祉推進課、市民病院）＋策定委員、社協職員等、計 30 名程度。

県外策定社協

C市社協（人口4万人・4支所+本所）の場合…

- ・学識経験者
（高校教諭、福祉専門学校教員、大学講師）3名
- ・地区社会福祉協議会 1名
- ・自治会福祉部会 1名
- ・ボランティア（点字関係）1名
- ・行政（地域福祉課・健康増進課）2名
- ・社協役員等（理事・評議員）3名
- ・県社会福祉協議会 1名
- ・地区民生委員児童委員協議会 2名
- ・地域療育支援センター 1名
- ・公募委員 1名

※支所ごとに3、4名ずつ

D市社協（人口4万人・2支所+本所）の場合…

- ・老人クラブ連合会 1名
- ・食生活改善協議会 1名
- ・自治連合会長 1名
- ・市議会代表 1名
- ・学識経験者 2名
- ・医師会・歯科医師会 2名
- ・保育協会 1名
- ・民生委員児童委員協議会 1名
- ・NPO 法人 1名
- ・ボランティア連絡協議会 1名
- ・子ども連絡協議会 1名
- ・赤十字奉仕団 1名
- ・身体障がい者福祉協会 1名
- ・福祉施設（高齢者）1名
- ・行政（市民福祉部）・教育委員代表 2名

※支所ごとの配分は特になし

E市社協（人口10万人）の場合…

- ・地区社会福祉協議会 2名
- ・自治会連合協議会 1名
- ・民生委員児童委員 1名
- ・医師会 1名
- ・NPO 法人 1名
- ・身体障がい者福祉会 1名
- ・老人クラブ連合会 1名
- ・子ども会育成会 1名
- ・ボランティア連絡協議会 1名
- ・小学校長 1名
- ・福祉施設（高齢者）1名
- ・女性団体連合会 1名
- ・行政（保健福祉部）1名
- ・学識経験者 1名
- ・社会福祉協議会理事 1名

F市社協（人口9万人）の場合…

- ・ボランティア連絡協議会 1名
- ・子育て支援関係者 1名
- ・障害児者を守る協議会 1名
- ・視覚障がい者協会 1名
- ・精神障がい者関係 1名
- ・民生委員児童委員協議会 1名
- ・老人クラブ連合会 1名
- ・NPO 情報センター 1名
- ・地区社会福祉協議会 2名
- ・自治会連合会 1名
- ・社会福祉施設協議会 1名
- ・行政 3名
（こども福祉課、障害福祉課、高齢福祉課）
- ・社会福祉協議会役員（地域福祉部会）2名
- ・学識経験者 1名